

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は時代の変化・諸環境の変化に対応した積極的な経営で社会の発展に貢献するという経営理念を実現する為に、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を実施していくことでコーポレートガバナンスが有効に機能していくことが重要な課題のひとつと位置づけております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-3 株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定】

当社は、株主総会が株主との建設的な対話のための重要な場であることを認識し、適正な財務報告と、高品質な監査のための十分な時間確保をするとともに、招集通知の早期発送、早期開示に努めております。

【補充原則1-2-4 議決権行使プラットフォーム利用、招集通知の英訳】

当社は、招集通知の英訳につきましては、海外投資家の株式保有比率が一定の比率に達するなど、対応に関する合理的な変化が生じた場合には適宜対応いたします。また、議決権電子行使に関しましては、普及状況等を勘案しながら導入を検討してまいります。

【補充原則2-5-1 内部通報に係る体制整備】

当社は、内部通報窓口であるコンプライアンス委員会にて、各委員および社内には設置された投書箱に寄せられた情報を定期的に審議しており、必要に応じて取締役会に報告しておりますが、経営陣から独立した内部通報窓口は、現在設置しておりません。しかし、今後、その必要性について、随時社内で検討を進めていく予定であり、その体制の具体的な構築方法等について、外部の弁護士等と協議を開始する予定です。なお、内部通報者に対しては、不利益となる取扱いをすることはありません。

【補充原則3-1-2 英語での情報開示・提供】

当社は、現在のところ、海外投資家の株式保有比率が低いため、英語での情報開示は実施しておりません。今後、一定の持ち株比率に達するなど、対応に関する合理的な変化が生じた場合には、適宜対応いたします。

【補充原則3-2-1 外部会計監査人の適切な選定・評価】

(1) 適切な選定・評価

当社の監査役会は、外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握を行っておりますが、外部会計監査人候補の評価に関する明確な基準は策定しておりません。今後は、外部団体のガイドラインを参照するなどして、監査役会において協議・決定する予定であります。

(2) 独立性・専門性についての確認

外部会計監査人との定期的な意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性や専門性の有無について確認を行っております。なお、現在の当社外部会計監査人は、独立性・専門性共に問題はないものと認識しております。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

取締役会への提案は、各担当取締役および業務遂行の実施責任を担う執行役員等より随時受け付けており、また、取締役会で承認された提案内容の実行は、各担当役員および執行役員がその責任を担う体制となっております。

役員報酬におきましては、中長期的な業績と連動するインセンティブプランを検討中です。

【補充原則4-2-1 業績連動報酬、株式報酬の適切な割合設定】

中長期的な業績と連動する役員報酬としてインセンティブプランを検討中です。報酬全体の構成、割合等についても検討する予定であります。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、独立社外取締役が1名、社外監査役が2名で、うち1名が独立役員としております。当該独立社外取締役は当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する役割・責務を十分に果たしており、現時点では独立社外取締役を増員する必要はないと考えております。

今後、当社を取り巻く環境がさらに変化した場合は、独立社外取締役の増員を検討してまいります。

【補充原則4-8-1 独立社外取締役の情報交換・認識共有】

原則4-8で示しましたとおり、現時点では、独立社外取締役が1名であるため、今後、複数になった時点で検討いたします。

【補充原則4-8-2 独立社外取締役の経営陣・監査役との連携】

原則4-8で示しましたとおり、現時点では、独立社外取締役が1名であるため、今後、複数になった時点で検討いたします。

【補充原則4-10-1 任意の諮問委員会の設置等】

当社の独立社外取締役は取締役会の過半数には達していませんが、取締役の指名・報酬等の重要な事項については、適切な関与・助言の機会を確保しており、現行の仕組みで適切に機能していると考えておりますので、任意の諮問委員会は設置していません。今後、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性についての分析・評価の開示】

当社は、取締役会の実効性についての分析・評価は実施していません。今後、分析・評価の方法等を含め、検討を進めていく予定であります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、社外から選出された新任取締役・監査役に関しましては、就任時に当社の関連資料を提供し、概要・課題等の説明を行っており、社内から選出された新任取締役・監査役に関しましては、就任時に必要に応じて研修を行っております。また、機会があるごとに、会社費用にて社外セミナー等に参加し、必要な知識の習得を行っております。他方、トレーニング方針の開示については、今後、検討を進めていく予定であります。

【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためには、当社のステークホルダーの協力が不可欠と認識しております。株主は、そのステークホルダーの中で最も重要な存在であると認識しており、常にその提案や意見に対して、真摯に対応する体制を構築しております。取締役会としても、かかる体制のより一層の整備に努め、企業の成長に役立てていきたいと考えております。今後、あらためてかかる方針についての社内コンセンサスを策定し、体制の整備を行った上で、内容についても開示するべく、検討を進める予定であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1－4 いわゆる政策保有株式】

政策保有株式に関する方針および取締役会での検証

当社は、円滑な取引関係の維持、金融機関との安定的かつ継続的な取引等、政策的な目的により株式を保有することとしており、取締役会にて、その株式の政策保有についてのリターンとリスクなどを踏まえ、経済合理性を検証しております。

議決権の行使

政策保有株式の議決権行使については、投資先企業の中長期的な企業価値向上・株主還元向上等の観点から、議案ごとの賛否を判断しております。

【原則1－7 関連当事者間の取引】

当社が当社の役員や主要株主等と取引を行う場合は、会社法等に則り、取締役会で承認、確認等を行っております。

【原則3－1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営理念、経営戦略は、当社ホームページにて開示しておりますので、ご参照ください。(http://www.gohiron.co.jp/ir/)また、中期経営計画は、公表はしていませんが、決算短信等にて直近の収益予測のみを公表しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当報告書「1の1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬決定に当たっての方針と手続

当報告書「2の2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項」をご参照ください。

(4) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名に当たっての方針と手続

当報告書「2の2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項」をご参照ください。

(5) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の選任・指名についての説明

取締役・監査役の選任・指名については、多様な経験や知識を有しているものを、社内の各業務分野より偏りなく選任しております。なお、株主総会招集通知に個人別の経歴を記載しております。また、社外役員の個々の選任理由については、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4－1－1 取締役会の決定事項および経営陣に対する委任の範囲】

当社の取締役会では、定款および法令に定めるもののほか、経営理念・経営戦略・中長期経営計画等経営上の重要な事項について審議・決定しており、委任の範囲につきましては、職務権限規程にて明確に定めております。

【原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法に定める社外性要件、金融証券取引所が定める独立性基準を基にして独立社外取締役の候補者を選定しております。また、取締役会における率直、活発で建設的な検討への貢献が期待できる候補者として選定しております。

【補充原則4－11－1 取締役会全体のバランス、多様性および規模に関する考え方】

当社の取締役会の人数は、定款で取締役15名以内、監査役5名以内と定めており、知識・経験・能力のバランスおよび多様性を重視して選定しております。また、社外取締役は、多様な知識や経験を持った独立性のある人材を選定しております。選定にあたっては、当社の規模を踏まえ、十分議論の上、最終的に取締役会で決定しております。

現在の取締役会は、取締役7名、監査役3名(うち社外取締役1名、社外監査役2名)で、経営全般、財務、総務、営業、生産技術それぞれに知識・経験・能力を有するメンバーで構成されております。

【補充原則4－11－2 取締役・監査役の業務状況】

当社の取締役および監査役の兼務につきましては、株主総会招集通知の事業報告や参考書類、有価証券報告書で毎年開示しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
タストン・リサイクル 株式会社	2,976,000	24.53
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社	1,511,000	12.45
株式会社 三菱東京UFJ銀行	600,000	4.94
株式会社 十六銀行	450,000	3.71
株式会社 大垣共立銀行	337,000	2.77
太洋産業 有限会社	316,000	2.60
日本証券金融 株式会社	213,000	1.75

古山 立	210,000	1.73
久保 紀昭	185,000	1.52
松井証券 株式会社	164,000	1.35

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部、名古屋 第二部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
馬淵 良一	その他											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
馬淵 良一	○	馬淵総合登記測量事務所の所長であり、当社の独立役員であります。 また、平成22年5月から平成22年6月まで当社の仮監査役、平成22年6月から平成23年6月まで当社の社外監査役を務めておりました。	経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく公正に会社が社会において果たす役割を認識し、経営の客観性や中立性の重視により選任

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名

監査役の人数	3 名
--------	-----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人より監査計画及び監査結果について報告を受けており、常勤監査役が会計監査人による監査状況や問題点を確認し、また、会計監査結果等報告の際にも同席するなどの連携を行っております。
独立したコンプライアンス委員会・内部統制委員会を設置し、経営諸活動の全般にわたる管理・運営の制度および業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討、評価し、その結果に基づく情報を必要に応じて報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山本 茂一	他の会社の出身者													
山中 啓司	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
 a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本 茂一		株式会社ワイエムジーの代表取締役であります。	これまで培ってきた製造業の経営トップとしての豊富な経験及び知識を活かし、監査機能を発揮していただけることが期待されることから、社外監査役として適任であると判断しております。
山中 啓司	○	ワイエスシー株式会社及びセルフ石油株式会社の代表取締役であり、当社の独立役員であります。	これまで培ってきた経営トップとしての経験及び幅広い知識を、独立した立場で経営の監査業務に反映していただくことが期待されることから、社外監査役として適任であると判断しております。また、同氏は、東京証券取引所の規定する独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社では独立役員には、豊かな経験と広範な見識を有し、一般株主との利益相反の恐れのない高い独立性を保っている方を選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

特に必要と認識していないため

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告書にて、取締役と監査役の人数および年間報酬総額を記載し、社外取締役・社外監査役については、内書で記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会の承認による報酬枠の範囲で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会(監査役会)についての日程及び会議資料について、総務部にてサポート

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- 経営上の意思決定
月1回程度開催される取締役会および執行役員会で意思決定を行います。また、年2回経営会議を実施し、方針の確認を行っております。
- 業務の執行
社長や業務を執行する取締役及び執行役員が責任者となって業務執行に当たります。
- 業務執行の監督
当社は監査役体制を採用しています。取締役会は、取締役7名(うち1名は社外取締役)で構成され、月1回程度開催しています。そこでは経営に関する重要事項を決定するとともに、各取締役を監督する機関と位置付け、取締役が適正かつ効率的に業務を執行しているかを監督し、また利益相反等を監視して株主の負託に応えています。
監査役会は、3名で構成され、うち2名は社外監査役です。常勤監査役は取締役会に出席して必要に応じて意見を述べるとともに、会社内の各種会議に出席し、また監査を実施して、取締役等の経営者の業務執行につき監視を行っています。
取締役会及び監査役会ともに経営者、従業員による法令や企業理論の遵守に対しても監視しています。
また、コンプライアンス管理体制の実効性確保のため、「コンプライアンス委員会」、財務報告内部統制体制の整備のため、「内部統制委員会」を設置しております。
さらに、当社の会計監査人は、独立した第三者の立場から会計監査を実施し、監査報告会等で意見を述べています。
- 取締役候補者の選定や報酬の決定等
取締役会において取締役候補者を選定しています。また、取締役報酬額は、業務拡大および企業価値向上に対する報酬として有効に機能することを方針とし、従業員給与とのバランスを勘案し、役職・在任期間の業績・成果等を考慮の上、株主総会の承認による報酬枠の範囲で決定しております。
- 監査の状況
当社の監査機能は、監査役以外に会計監査人を設置し、また監査室を設けて内部監査を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社はコーポレートガバナンスにおいて、外部からの客観的かつ中立の経営監視機能が重要であると考えており、経営の意思決定と業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、高い専門性及び独立性を有する社外取締役1名、社外監査役2名を選任しております。
さらに、執行役員制度を導入し、監督機能と業務執行機能を分離することで職務執行に対する取締役会による監視・監督機能の強化と業務執行責任の明確化を図っています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	決算資料・決算情報以外の適時開示資料を掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部にて対応	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に掲げる事項に関する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」は以下のとおりであります。

ア. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1. 法令等の遵守（以下「コンプライアンス」という）の体制に係る規定を制定し、取締役が法令定款・社内規程・社会通念等を遵守した行動をとるための行動基準を定める。
2. コンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス委員会にて、コンプライアンスを厳守していくための諸対策を付議し、審議結果を取締役会に適宜報告するとともに、取締役への教育・研修等を行う。
3. 事業活動又は、取締役に、法令違反の疑義のある行為等を発見した場合、通報相談を受け付ける通報相談窓口を設ける。
4. 監査役及び経営監査室は、コンプライアンスの状況を監査し、取締役会に報告する。

イ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役の職務の執行に係る文書の保存及び管理は、管理体制を整備し、法令及び会社規定の定めるところにより行う。
2. 監査役は、取締役の職務の執行に係る文書の保存及び管理の状況について、必要に応じて監査し、取締役会に報告する。

ウ. 損失の危険の管理に関する規程その他に関する体制

1. 損失の危険の管理（リスク管理）については、内部統制委員会にて、リスク管理の方針、推進策その他重要事項の決定、指導、管理を行う。
2. 各部門長は、各部門に整備するリスク管理体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、リスク管理状況を監督し、定期的に見直す。
3. 監査役及び経営監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
4. 子会社に関しても、当社と同様に内部統制委員会にてリスク管理を行い、その結果を当社の取締役会に報告する。

エ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役会は、取締役会が定める経営組織、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役・執行役員等の職務分掌に基づき、代表取締役及び各業務執行担当取締役・執行役員等に業務の執行を行わせる。
2. 代表取締役は、経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務の執行が効率的に行われるよう監督する。
3. 各部門担当取締役は、経営計画に基づいた具体的な行動計画及び効率的な業務執行体制を決定する。
4. 取締役会及び経営会議において各部門担当取締役から報告させ、計画及び効率的な業務執行体制を阻害する要因の把握とその改善を進めていく。

オ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

1. 当社は、子会社の内部統制・コンプライアンス・リスク管理体制を強化する観点から、子会社に役員を派遣し、業務の適正性を確保する。
2. 子会社の取締役は、子会社の業務執行について、当社取締役会に報告する。

カ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の取締役は当社代表取締役及び監査役とそれぞれ定期的な会合をもつ。

キ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社取締役が子会社の監査役に就任し、コンプライアンスの状況を監査し、取締役会に報告する。

ク. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び監査役の補助使用人の独立性に関する体制

1. 監査役の職務を補助すべき使用人として若干名を置く。
2. 当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等は、監査役会の同意を得なければならない。
3. 監査役は当該使用人に監査役業務に必要な事項を命令することができ、また、当該使用人はその命令に関して、取締役等の指示・命令を受けないものとする。

ケ. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

1. 監査役は、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を、また、子会社の取締役から子会社の重要事項の報告をそれぞれ受けるものとする。
2. 法定事項に加えて、下記事項を報告する。
 - 1 会社全体に影響を及ぼす重要事項に関する決定
 - 2 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - 3 「経営監査部」が実施した内部監査の結果
 - 4 執行役員が取締役会に付議・報告した事項は監査役に対しても報告したものとみなす。
 - 5 監査役が職務執行上報告を受ける必要があると判断した事項

コ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 代表取締役は、監査役と相互の意思疎通を図るための定期的な会合をもつこととする。
2. 経営監査部は、内部監査の計画及び結果の報告を、監査役に対しても、定期的及び必要に応じて行い、相互の連携を図る。又監査役の要請により調査を行う。
3. 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

サ. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について下記に掲げる請求をしたときは当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、これを支払うものとする。

- 1 費用の前払の請求
- 2 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
- 3 負担した債務の債権者に対する弁済の請求

シ. 財務報告の信頼性を確保するための体制

「財務報告に係る内部統制の基本計画及び方針」を制定し、これに基づき業務を運用し、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力からの不当な要求に対し、毅然としてこれを拒否するとともに、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、企業行動基準において、反社会的勢力との対応として、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる個人・団体の反社会的勢力とは一切関わらない姿勢を明確にしております。

社内体制としては、今後対応マニュアルを整備するとともに、研修等を通じ不当要求行為に対する心構え、対応にあたっての考え方の徹底を図っていく考えであります。

また、反社会的勢力に関する情報・連携については、必要に応じて所轄警察署・暴力追放推進センター等関連諸団体や弁護士等から、情報を入手し連携の上で対応しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

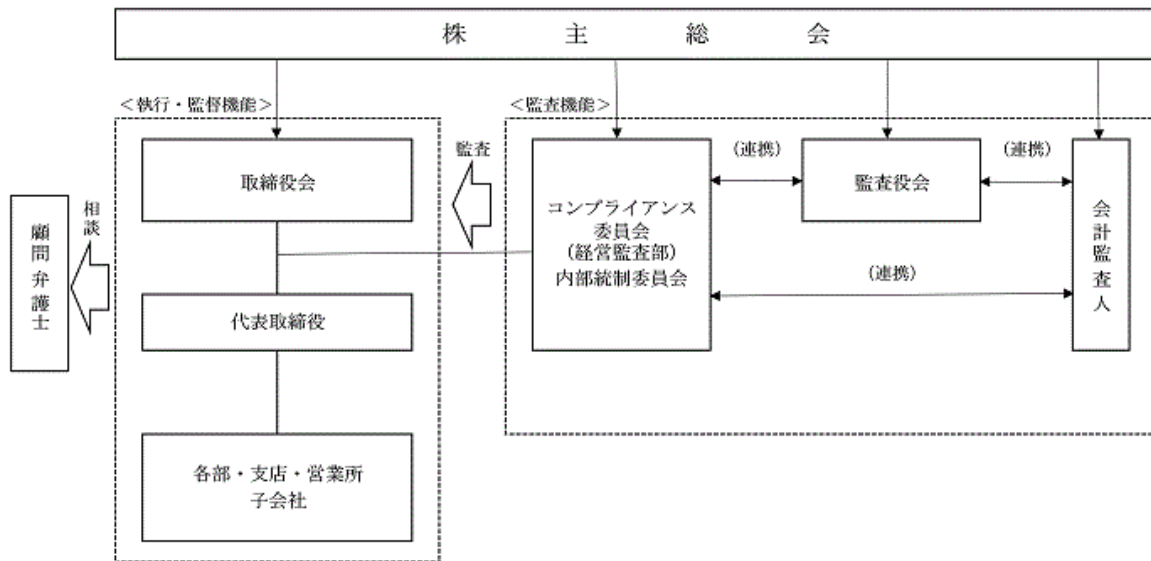
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【コーポレート・ガバナンス体制図】



【適時開示体制図】

